

京都市告示第309号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

令和2年9月9日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人目高会 羽束師クリニック	伏見区羽束師古川町73番地1	令和2年8月1日
西田歯科医院	伏見区醍醐落保町1番地1	令和2年7月1日
みなもと歯科	西京区松室中溝町32-1後藤ビル 201号	令和元年5月1日
梅花堂薬局	右京区嵯峨野開町21番地 北棟1階	令和2年9月1日
つかさ薬局	伏見区深草西浦町七丁目73番地1 ニューライフマンション藤の森101	令和2年8月1日
医療法人社団京健会 訪問看護ステーションさいきょう	右京区西院北矢掛町39番地の1	令和2年8月1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)